

事業者向け補助金等申請サポート補助金

尾道市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者が、雇用調整助成金の申請に必要な書類作成等を社会保険労務士に委託した際の委託費用、国や県、尾道市からの補助金申請の書類作成等を行政書士に委託した場合の委託費用に対して、補助金を交付します。

雇用調整助成金等の特例期間延長や、新たな事業者向け補助金制度に伴い、申請期間を令和3年8月31日（火）まで延長します。

対象者の要件

- ・尾道市内に事業所を有している中小企業者（個人事業主を含む）
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う事業者向け補助金等の申請に係るサポートを社会保険労務士及び行政書士に委託して、補助金等の支給決定を受けている者
- ・市税の滞納がない者 **※詳しくはQ&Aをご確認ください。**

対象経費

雇用調整助成金等又は国、広島県及び尾道市の事業者向け補助金の書類作成・代行申請に要する経費（雇用調整助成金等の場合、休業等の初日が令和2年1月24日以降となる休業手当に係るもの）
※消費税及び地方消費税に相当する額及び他の補助を受けている経費は除きます。
※事業者向け補助金等申請サポート補助金の代理申請に係る費用は経費に含まれません。

| | 社会保険労務士 | 行政書士 |
|------|----------------------|-------------------------|
| 対象事業 | 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の申請 | 国、広島県及び尾道市の事業者向け補助金等の申請 |
| 補助率 | 10/10 (上限：10万円) | 1/2 (上限：2.5万円) |
| 助成回数 | 1事業者につき1回限り | 1事業者につき1回限り |

事業者向け補助金等申請サポート補助金は、尾道市から社会保険労務士又は行政書士に直接支払います。ただし、既に全額報酬支払済みの場合は、申請者に支払います。

申請期間

令和2年7月6日（月）～令和3年8月31日（火） **※期間を再延長しました。**

申請に必要な書類

- (1) 補助金申請書兼請求書（尾道市のホームページからダウンロードできます）
- (2) 雇用調整助成金又は国、広島県及び尾道市の事業者向け補助金の支給決定通知書の写し
- (3) 社会保険労務士又は行政書士と締結した契約を証するものの写し（例：契約書等）
- (4) 社会保険労務士又は行政書士からの請求内訳が確認できる書類の写し（例：請求書等）
- (5) 社会保険労務士又は行政書士への支払いが確認できる書類の写し（例：領収書等）

※社会保険労務士又は行政書士が代理受領される場合、代理受領委任状も提出してください。
(代理受領委任状の様式は尾道市のホームページからダウンロードできます)

申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請書類は原則郵送で提出してください。

申請・お問い合わせ先

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
尾道市 産業部商工課 商政係
TEL: 0848-38-9183 FAX: 0848-38-9293

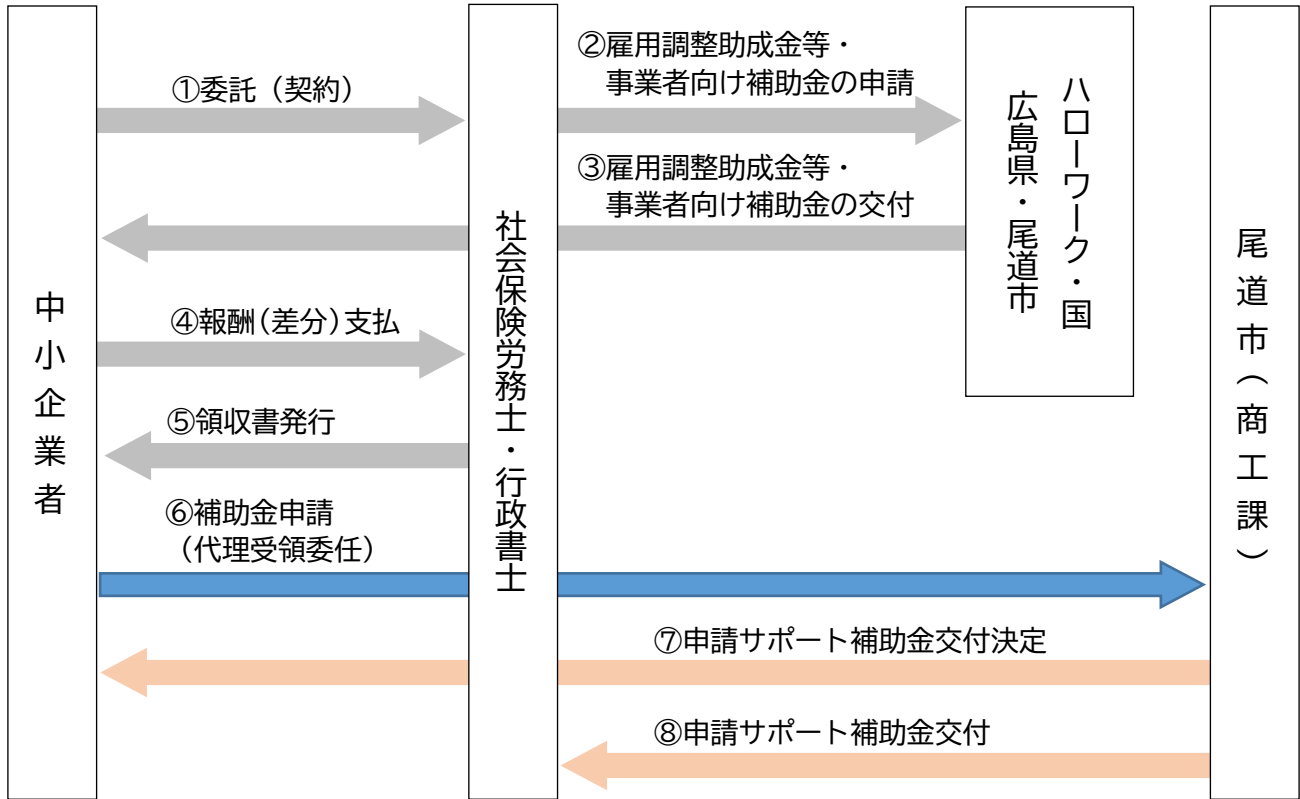
申請書様式
Q&A様式は
こちら➡



申請サポート補助金手続きの流れ

●社会保険労務士・行政書士へ代理受領を委任する場合(社会保険労務士・行政書士が受領)

※報酬額から補助金を差し引いた額を社会保険労務士・行政書士へ支払い、補助金は尾道市が直接、社会保険労務士・行政書士に支払います。



●社会保険労務士・行政書士へ全額報酬支払い済みの場合(中小企業者が受領)

